



新たな農業・農村政策が始まります!!

農林水産省では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し、④日本型直接支払制度の創設、の4つの改革に取り組むこととしました。

イモ(かん水なし)

受益水田(富里市)

このうち、国営土地改良事業地区に関係の深い事業の概要についてお知らせします。

日本型直接支払制度及び農地中間管理機構の創設

4つの改革の考え方	2
改革の概要	3
日本型直接支払制度の創設	4
農地中間管理機構の創設	6

農業農村整備事業

スイカ出荷場(富里市)

農業基盤整備促進事業	8
------------------	---

4つの改革の考え方

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地などの課題が生じており、構造改革をさらに加速化させていく必要があります。

このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。

具体的には、

① 産業政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが不可欠です。

このため、今般、農地中間管理機構の制度化等を行ったところであり、各地において十分に活用していただくよう、各般の対策を講じることとしています。

< 農地中間管理機構の創設 >

② また、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、ナラシ、ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとしています。

< 経営所得安定対策の見直し >

③ 加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することとします。

その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしました。

< 水田フル活用と米政策の見直し >

④ 一方、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払(多面的機能支払)を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。

< 日本型直接支払制度の創設 >

これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食糧自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

改革の概要

制度見直しのポイント

農地中間管理機構

【農地中間管理機構関連予算】

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備

農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化

6ページ参照

経営所得安定対策

【畑作物の直接支払交付金(ゲタ)】

26年産は現行どおり実施

(予算措置で、全ての販売農家・集落営農を対象に実施)

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施

(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

【米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ)】

26年産は現行どおり実施

(別途、ナラシの非加入者に対する影響緩和対策を実施)

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施

(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

【米の直接支払交付金】

・26年産米から単価を7,500/10aに削減 ・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)

水田フル活用と米政策

【水田活用の直接支払交付金】

- ・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円)
- ・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充

【米政策】

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状態をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む

日本本型直接支払制度

【農地・水保全管理支払】

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設

- ①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設
- ②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

4ページ参照

【中山間地域等直接支払】

【環境保全型農業直接支援】

基本的枠組みを維持しつつ継続

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は、広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。

環境保全型農業直接支払

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の概要

制度のポイント

農地維持支払は、

- ①**農業者のみの活動組織でもOK**（非農業者の参加を要件としない）
- ②農業者生産を営むために不可欠な**基礎的な保全活動を支援**とするなど
農業者が取り組みやすい制度です。

交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円/10a）

都府県	①農地維持 支払	②資源向上 支払※1、2 （共同活動）	①と②に取 り組む場合	③資源向上 支払 （長寿命化※3）	①、②及び ③に取り組 む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乘せされる

①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる

※5：畑には樹園地を含む

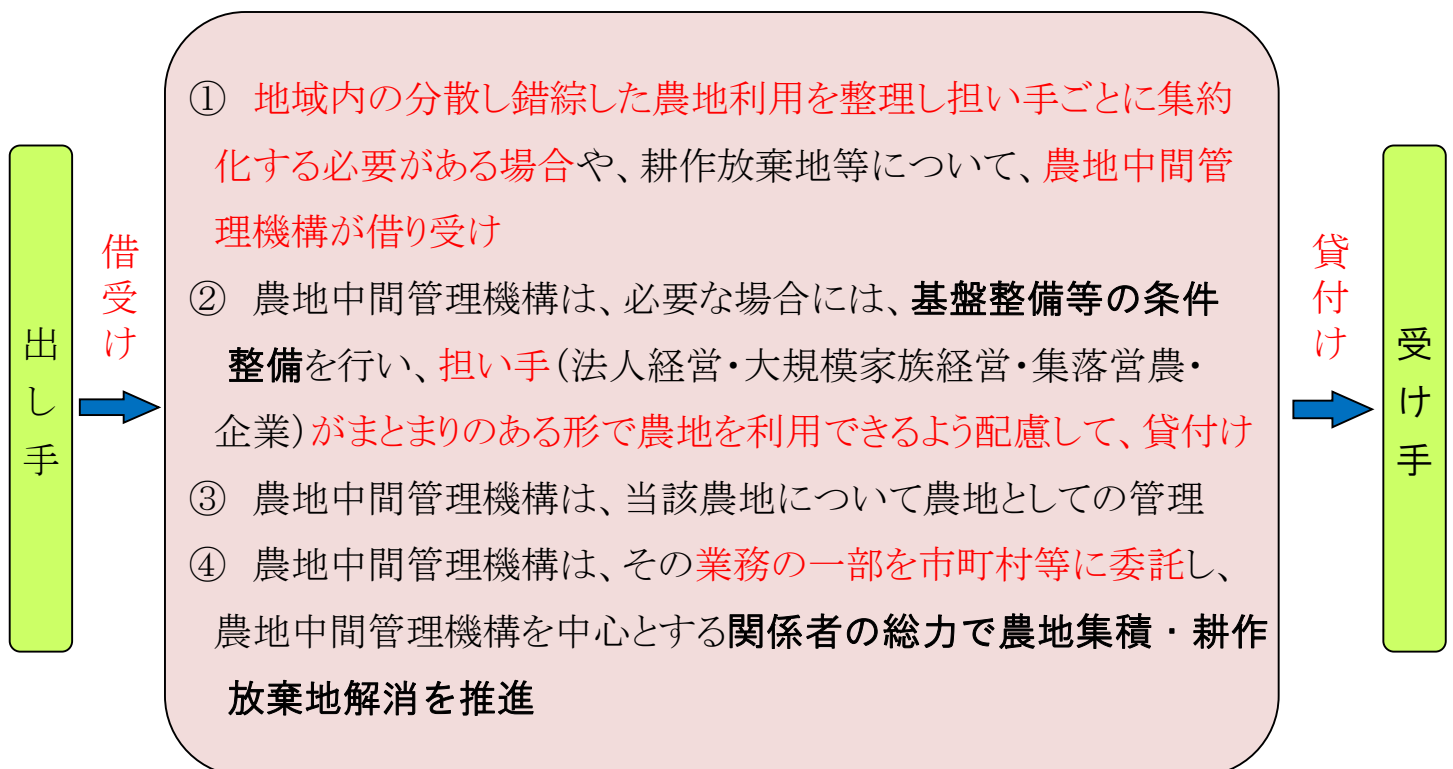
農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立します。

農地中間管理機構の仕組み

1 農地中間管理機構の整備・活用

(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

農地中間管理機構(都道府県に1つ) (農地集積バンク)



2 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地予備軍となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

機構への農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）＜全額国庫補助＞

1 地域に対する支援（地域集積協力金）

- ① 交付対象者：市町村内の「地域」（集落など）
- ② 交付要件：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
- ③ 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a 左の単価に機構への貸付面積を乗じた

8割超 ：3.6万円/10a 金額を交付（使い方は地域の判断）

2 個々の出し手に対する支援

(1) 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）

- ① 交付対象者：機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人」
- ② 交付要件：全農地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること（集落営農組織と特定農作業受託契約を原則10年以上締結した場合も対象）
- ③ 交付単価

0.5ha以下 ：30万円/戸

0.5ha 超2ha以下 ：50万円/戸

2ha 超 ：70万円/戸

(2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

- ① 交付対象者：機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件：交付対象農地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価 2万円/10a

農地中間管理機構の業務に対する支援（農地中間管理機構事業）

農地集積・集約化の基礎業務への支援 ＜全額国庫補助＞

- 1 農地台帳・電子地図システムの整備・公表
- 2 耕作放棄地所有者への意思確認等

農業農村整備事業

農業基盤整備促進事業

〔問合先:整備部 農地整備課〕

- 我が国農業の競争力を強化するためには**農地の大区画化・汎用化**や**畑地かんがい施設**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図ることが重要
- その際、既に区画が整備されている農地では、農業者の自力施工も活用した畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の**簡易な整備を安価かつ迅速**に実施することが有効
- このため、**農地中間管理機構とも連携**しつつ、**きめ細かな農地・農業水利施設の整備**を推進

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

- ・基盤整備(農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全)
- ・調査整備(権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整)
- ・補助率:50%等

②整備済み農地の簡易な整備(定額助成)

工種	助成単価	備考
田・畑の区画拡大	10万円/10a(20万円/10a)	()は水路の変更(管水路化等)を伴う場合
暗渠排水	15万円/10a	
湧水処理	<u>15万円/100m</u>	
<u>末端の畑地かんがい施設整備</u>	<u>20万円/10a(30万円/10a)</u>	<u>()は樹園地の場合</u>

2. 実施要件

- ①農地競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ②総事業費200万円以上
- ③受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

編集後記

今回は平成26年度事業の概要について特集させて頂きました。
主食用米から非主食用米等への作付け転換を図る経営所得安定対策の見直しや、担い手への農地利用の集約化を進める農地中間管理機構の創設等、構造改革の加速化を図る内容となっております。
本誌が皆様の事業への御理解、御活用のお役に立てば幸いです。

編集発行

関東農政局国営土地改良事業地区
営農対策委員会事務局
農村計画部資源課

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-740-0516(ダイヤルイン)